

● 運航の際のチェックポイント ●

..... 出航前のチェックポイント

○無理のない航海計画を立てましょう。

行動予定海域の地形、海潮流、水深などの調査を十分行いましょう。
正確な情報を得るなら、海図をご利用されると良いでしょう。

○ 気象・海象情報を入手しましょう。

最新の気象・海象情報を把握し、天候悪化が予想されるときは、出航中止も検討しましょう。
テレビやラジオ、電話（177）、インターネットなど、色々な方法で天気予報を知ることができます。また、海上保安庁では灯台などで観測した沿岸域の気象情報を提供しています。
さらに、地域独特の観天望気を知っていると良いでしょう。



○ 連絡体制を確保しましょう。

無線設備や携帯電話など家族、知人、マリナー等との連絡手段を確保しましょう。携帯電話は、海上においては、電波の伝搬状況等により通話が不能又は不安定になる海域があります。沖合いだけでなく湾内でも通話が不安定になる場合がありますので、通話可能範囲に注意しましょう。

- 家族、知人、マリナーなどの連絡先は確認しましたか。
- 家族、知人、マリナーなどに航海計画を連絡しましたか。
- 無線機の通信テストは終わりましたか。
- 携帯電話などを持ちましたか。また、行き先は通話可能範囲内ですか。
- 携帯電話のバッテリーは大丈夫ですか。防水パックは用意しましたか。

○体調に気をつけましょう。

飲酒などの影響により、注意力や判断力などが著しく低下し正常な操縦ができない状態で操縦することは、禁止されています。体調不良や風邪薬などの影響で、正常な操縦ができないおそれはありませんか。



○法定書類・法定備品の積み込みを確認しましょう。

海技免状、船舶検査証書などの法定書類や救命浮環、消火器などの法定備品は事前に整理しておきましょう。

- 船舶検査証書の有効期間は過ぎていませんか。
- 小型船舶操縦者免許証、船舶検査証書、船舶検査手帳などの法定書類は積み込みましたか。
- 取扱説明書は携行していますか。
- 救命浮環、ライフジャケット（救命胴衣）消火器、工具、あかくみ、ロープ、予備品などの法定備品はすぐに使用可能な状態か確認の上積み込みましたか。



○操船者の資格のチェック

- 有効な免許証を持った人が操船すること

○船体・機関の点検はしましたか？

船体・機関や各機器の取り扱いに習熟し、運航前には必ず船体・機関・各機器の点検整備を行いましょう。

○船体・機関の点検はしましたか？

船体・機関や各機器の取り扱いに習熟し、運航前には必ず船体・機関・各機器の点検整備を行いましょう。

船体

- 船底プラグは確実に閉鎖されていますか。
- 船底に雨水やビルジは溜まっていませんか。
- 機関室内の配管などで海水がにじんだり塩がついている箇所はありませんか。
- 係留策に損傷はありませんか。
- 船灯（マスト灯、両色灯など）は点灯しますか。
- 舵輪と舵は滑らかに作動しますか。
- 破損している箇所はありませんか。
- 水、食料などの積荷はバランス良く積まれていますか。

機関始動前

- バッテリー液は適量ですか。
- バッテリーターミナルは緩んでいませんか。
- バッテリー電圧は十分ですか。
- Vベルトに緩み、へたり、亀裂はありませんか。
- 燃料フィルターに水があったり、ゴミが詰まっていませんか。
- 燃料は十分ですか。

(燃料タンク収納庫の蓋を開放し、甲板下の閉鎖部分にガスが滞留していないか確認するとともに、自然換気に努めていますか。)

- 潤滑油は適量で、粘度は適切ですか。白濁していたり、異臭がしていませんか？
- ラジエター液は適量入っていますか。
- 機関取り付けボルトは緩んでいませんか。
- 船外機船にあっては、船外機はきちんと固定されていますか。
- クラッチレバー、スロットルレバーは円滑に作動していますか。
- クラッチは中立位置にありますか。
- 燃料、オイル、エアの各フィルターは汚れて目詰まりしていませんか。
- 機関始動前に燃料タンクのエア抜きは開けましたか？

機関始動後

- 各計器は適正範囲（グリーンゾーン）内にありますか。
- 冷却水排出口から冷却水は出ていますか。
- 排気色は無色で、異臭はありませんか。
- 異常音（不連続音、きしみ音、叩き音など）はありませんか。
- 機関から水、油、排気ガスの漏れはありませんか。
- プロペラシャフト貫通部からの水漏れはありませんか。
- Vベルトが異常に振れ回っていませんか。
- 適正に暖機運転を行っていますか。
- 冷却水温度計は適正範囲ですか。
- 潤滑油温度計は適正範囲ですか。
- 排気ガス温度計は適正範囲ですか。

○全員ライフジャケットを着用するようにしましょう。

水上オートバイに乗船する場合や12歳未満の子供には着用が義務づけられています。また、その他の場合であっても安全のため乗船者は全員着用するようにしましょう。

○プレジャーボート海難のうち、約20%が機関故障によるものです。航行するための重要な設備である機関が故障してしまうと、動けなくなって帰れなくなることはもちろん、潮によって流されて浅瀬に乗り揚げたり、波で転覆するなどして、人命にも多大な影響がでてしまいます。普段から船体・機関や各機器の取り扱いに習熟し、的確な整備を実施することにより、機関故障による海難を未然に防止することができます。

..... 運航中のチェックポイント

○見張りを励行しましょう。

航走中、漂泊中、錨泊中を問わず周囲の見張りを励行しましょう。船を運航する上で、見張りは重要なポイントです。いち早く他船や障害物を発見することで、海難を未然に防止することができるのです。



注意!! このような海難が意外に多い



○ルールやマナーを守りましょう。

海上衝突予防法、海上交通安全法、港則法などの海上交通ルールやマナーを守りましょう。
あなたにとって素敵なエンジン音も、付近住民には耳障りな騒音と聞こえることもあります。

- 海水浴場や人家の近くで航行していませんか。
- ダイバーや遊泳者、定置網や養殖場の近くで航行していませんか。
- 漁ろう中の漁船、釣りをしている人の近くで航行していませんか。
- 通航船舶の多い航路付近で航行していたり、停留していたりしていませんか。
- 地方自治体の条例による規制、ローカルルールによる水面利用のルールを守っていますか。
- 航行区域を超えて航行していませんか。
- 暴走や見せびらかし行為は迷惑行為です。
- 大型船に近づきすぎではありませんか。大型船には大きな死角があります。



○遊泳者や定置網などに近づきすぎていませんか？

遊泳区域への不用意な進入や遊泳者の付近での疾走など、危険のおそれがある操縦は禁止されています。定置網などの近くでは、網やロープをスクリューに巻き付けてしまったり、網に乗り揚げる海難が起こすおそれがあります。また、漁業活動の妨げになることもありますので、近づかないようにしましょう。

○海上花火大会観覧後は、安全な運航に心がけましょう！

毎年、全国で花火大会観覧に関する海難が多発しています。

特に花火大会が終了して帰港中の海難が最も多く、花火打ち上げ場所周辺に多数の観覧船がいたり、終了したら一斉に四方八方に航走開始するため進路が交差、さらには夜間航行に不慣れで地理に不案内な操縦者も多く、加えて、付近の船の灯火と街明かりが見分けづらかったりと、非常に条件の悪い航行環境となってしまいます。

早く帰りたいお気持ちは判りますが、そこは冷静に！

次の次項を守って安全な運航に心がけましょう。

○適切に周囲の見張りを励行

あらゆる手段で見張りを行い、衝突のおそれのある船舶を早期に発見しましょう。

○適切な操船

「早めに」「離して」「はっきりと」 早めの避航！ 安全な速力！ に努めましょう。

○船位の確認

自船の位置の常時確認。分からなくなったら、他船の通航に支障ない場所で一旦停止、自船の位置と進路を確認しましょう！

○航行海域の事前調査

航行する海域の養殖筏や浅瀬、航泊禁止区域などを事前に調査しておきましょう。

○酒酔い操縦の禁止

酒酔い操縦は法令違反で、かつ大変危険です。 操船者の飲酒は厳禁です。

○その他

大会主催者や巡視船艇、警戒船等からの安全指導、誘導には協力を！

○波に注意しましょう！

航行中の横波、追い波に対して注意していますか？

時には波の影響による転覆のおそれもあります。 横波や追い波には特に注意を払いましょう。



○気象変化を把握していますか？

ラジオで天気予報を聴取したり、携帯電話の気象情報サイトを見たりして、常に気象変化を把握しましょう。

天候悪化が予測される時は、早めに帰港するよう心がけましょう。

○定時連絡を忘れずに！

仲間や関係者との定時連絡を行っていますか？

特に長い航海などでは、あなたの無事を知らせる定時連絡はかせないもの



です。たとえ予定どおりのスケジュールで航海していたとしても、定時連絡を行って、仲間や関係者に安心を届けましょう。

○入港時・入港後の留意事項

適切に着岸・係留しましょう。

出航前に連絡したところに、入港報告しましょう。また、次回のために整理・整頓を行っておくと良いでしょう。



航行後のチェックポイント

- 各部の洗浄は十分行いましたか。
- バッテリースイッチは切りましたか。
- 調子の悪いところはありませんか。
- 航行前に連絡したところに、入港報告していますか。
- 油やゴミは絶対に海に捨てないこと。
- 適切な係留場所に係留していますか。
- 係留方法は他船の迷惑になりませんか。
- 荒天時に流出したり、他船に接触したりしないよう、しっかりと係留しましたか。
- 開口部は確実に閉鎖しましたか。
- 機関停止前には適正に冷氣運転を行いましたか。

小型船舶船長の遵守事項!

行会い船
互いに右に転じて避ける

横切り船
相手を右に見る船舶
右に転じ、又は速度を減速する
針路、速度を保つ

追越し船
針路、速度を保つ
十分遠ざかるまで相手船の進路を避ける
確実に追いつく

各船間
運転不自由船
操縦性能制限船舶
漁ろう船
帆船
動力船
避ける

相手船の避航動作のみでは衝突が避けられないときは、自船も機関を停止又は後進に切りかえるなど、衝突を防ぐための協力動作をとらなければなりません。

酒酔い操縦などの禁止

免許所有者の自己操縦(※1)

危険操縦の禁止

ライフジャケットなどの着用措置(※2)

発航前点検の実施

見張りの実施

事故時の人命救助

☆上段の項目に違反すると免許停止などの行政処分の対象となる場合があります。

※1: 港内や航路内(水上オートバイは全ての水域)では、免許者が直接操縦しなければなりません。
※2: 子供や水上オートバイの乗船者等は、ライフジャケット等を着用しなければなりません。

基本的な海上交通ルール

事故が発生した時は?

事故が発生したら、直ちに人命・船舶の救助を行うと共に、海上保安庁(118番)、付近の船舶などへ以下の項目について連絡してください。
自船(乗船者)に緊急事態が発生していることを、周りに知らせることが重要です。

- 通報者の名前
- どのような事故か
(衝突、転覆、急病、海中転落等)
- 事故発生場所(通報場所)はどこか
(場所が不明な場合、出航場所及び事故発生場所への航行時間等)
- 傷病者の人数、傷病の状況及び実施した措置
- 船舶の状況及び実施した措置
- 船名、船種、乗船人数、船体の特徴(船体の色や形等)
- 今通報している以外に利用できる連絡手段
- その他参考事項

